

# おおさか優良緑化賞の選考基準について

## 1 選考の考え方

市町村を通じて応募のあった施設について、大阪府環境審議会 環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び「おおさか優良緑化賞」実施要綱の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において選考を行い、その結果に基づき大阪府が受賞者を決定するものとする。

## 2 選考基準

知事賞、奨励賞	【緑量】【公益性】【配置・デザイン性】【緑化技術】【維持管理】	5項目
生物多様性賞	【生物多様性】	1項目

## 3 選考方法

- (1) 本賞の選考に当たっては、事務局からの緑化概要の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 選考については、上記基準に基づき、応募のあった建築物を次の項目ごとに配点を行う。

選考項目	評価の基準	配点
① 緑量	・義務緑化面積以上の緑化がなされているか。 ・多層植栽や壁面緑化を導入するなど視覚的な緑量（ボリュームのある緑）が確保されているか。	20
② 公益性	・建築物とのバランス・調和がとれているか ・周辺の景観形成への寄与、周辺環境との調和 ・周辺から見える緑となっているか、府民が立ち入ることができるなど緑地の利用に配慮されているか。	20
③配置・デザイン性	・緑化空間のデザイン性が優れているか。 ・スペースの有効利用等配置に工夫がされているか。	20
④ 緑化技術	・先進的な技術を取り入れているか、技術面での工夫はあるか。多種の導入や構成バランス等グレードの高い緑化か。	20
⑤ 維持管理	・灌水・排水設備等が適切に配置されているか。 ・メンテナンス・維持管理体制が整っているか。	20
評価点合計	①+②+③+④+⑤	100

選考項目	評価の基準	配点
⑥生物多様性	・生物多様性に配慮した緑化となっているか。 ・上記以外で評価に値する事項があれば考慮。	100
評価点合計		100

- (3) 各委員の評価点の合計点数（上記①～⑤の評価点合計）により順位付けを行う。
- (4) 評価点及び順位を踏まえ、奨励賞以上とするものを選考し、その中から大阪府知事賞を選考する。  
※奨励賞以上とする評価点は、応募数や各委員の評価点を踏まえ、部会での議論により定める。
- (5) 上記受賞施設について、生物多様性⑥の評価点により順位付けを行った上で、生物多様性賞を選考する。